

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年10月26日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 自立更生免除について、請求人は「収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」に該当するから、課長通知1・(1)・⑥の「今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要」という基準で判断されなければならない。処分庁は同・④及び同・⑥の双方に基づいて判断したと主張するが、弁明書にはその記述はなく、請求人の反論を受けて主張を変遷させている。

ケース記録会議の議事録にも判断過程が記録されておらず、同・⑥により判断したと伺える記述はない。さらに、処分庁の提出した他の資料にも、同・⑥で判断したことを裏付ける記述はなく、状況を客観的に見て、処分庁が同・⑥に基づいて検討したかどうか疑わしい。

- 2 処分庁が自立更生免除を認めないとした項目は、以下の理由により認められるべきである。

(1) 移転費用及び生活用品購入費用について

移転費用について、請求人は、今後の生活の負担及び再び生活保護に戻るリスクを軽減するために転居したものであり、転宅指導によるものでなく、家賃負担の低減という目的は自立更生免除の趣旨に沿う

ものである。生活用品購入費用に係る物干しざお、収納BOX及びカラーボックスは、転居先の住居の設備やサイズ等に合わないため買い替えを余儀なくされたための物品であり、いずれも今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要な費用である。また、処分通知書別紙には転宅指導に関する記載があり、処分庁は状況説明だというが、自立更生免除と転宅指導を受けていたこととは関係がない。この記載が状況説明だとするならば、別途免除されない理由の説明があるはずだが、弁明書等や議事録その他の資料に記載がない以上、「転宅指導に従わなかったこと」が免除を認めない理由であるとしか考えられない。

(2) DVDレコーダー購入費用について

DVDレコーダーは将来の資格取得に備えたものである。請求人は自宅にWifi環境がないため、インターネットを使用したストリーミングでの受講が困難であり、精神疾患により学校等での対面受講も避けることが望ましいことから、資格取得等のためにはDVD教材を使用する可能性が高い。障害年金2級の受給者でも短時間労働や障害者雇用枠により就労している方は多く、上記費用は今後の就労（自立）のために必要である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月 4日	諮問
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）
令和7年12月18日	審議（第107回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(3) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・エ・(イ)は、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとしている。

(4) 資力の発生時期

法63条に係る保険金等の資力の発生時期について、東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-1は、「考え方の基本」のうちの1つとして、「(2)給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続財産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。」としている。

(5) 自立更生免除

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとし、ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が

著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとする（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

そして同・④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を挙げ、同・⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、『当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合』とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。」を挙げる（以下、上記④の取扱いを「自立更生免除1」といい、上記⑥の取扱いを「自立更生免除2」という。）。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものであり、本件への適用に当たり合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

本件処分は、請求人が受給した本件給付金3,300,000円を資力と認定し、令和4年8月1日から令和6年1月31日までに支給した支給済保護費に相当する金額816,090円のうち551,079円の返還を求めるものである。

(1) 収入認定、資力の発生時期及び費用返還義務について

保険金収入については、世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされ（1・(3)・イ）、給付事由の発生時から資力があるものとみなされるから（同・(4)）、

請求人は、令和4年2月1日の時点で、本件給付金3,300,000円から8,000円を差し引いた額3,292,000円の収入（以下「本件収入」という。）があったとみなされる。

したがって、請求人は、同日から法63条が定める「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになり、同日以降に受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（1・(2)）。

(2) 返還対象額について

法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするべきところ（1・(5)）、請求人に対し、令和4年2月1日から同年7月7日までの間、保護費816,090円が支給されており、これは本件収入の額を超えていないから、同保護費の全額に相当する額が、原則、返還の対象になる。

(3) 自立更生免除について

ア 請求人は、自立更生免除1の対象となるほか、本件給付金から支給済保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により保護費6か月以上の生活が可能であったから、「その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合」に該当し、自立更生免除2の対象になる。

そこで、以下、処分庁が自立更生免除を適用しなかった下記の各費用について、それぞれ自立更生免除1又は2の適用があるか検討する。

(ア) 移転費用について

自立更生との関係で転居が不可避又は必要であることを裏付ける証拠は提出されていない。また、転居により低減する家賃は月6,000円に留まる。

(イ) 生活用品購入費用について

物干しざおは転居先がないこと、収納BOX及びカラーボックスは転宅先の部屋の大きさに合わないことを理由に購入されているが、いずれも転居に伴い生じた費用であるから、自立更生免除の適用の有無については上記移転費用に準じて判断すべきである。

(ウ) DVDレコーダー購入費用について

DVDレコーダーの購入が自立更生に資することを具体的に

認めることができる証拠は提出されておらず、その必要性は抽象的なものにとどまる。また、DVD再生機ではなく、録画機が自立更生のため必要であるという理由は示されていない。

イ 自立更生免除1は「自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の費用について控除を認めるものであり、自立更生免除2は「今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要」な経費について控除を認めるものである。上記ア・(ア)ないし(ウ)で述べた事情に加えて、支給済保護額の全額の返還を求めてもなお相当の金額（2,509,138円（本件処分時試算））が残ることを併せ考慮すれば、自立更生との関係で「やむを得ない」とも今後の生活設計等から判断して自立更生のために「真に必要」であるとも認めることはできないから、(ア)ないし(ウ)において掲げた各費用について自立更生免除1及び2の適用をしなかった処分庁の判断は、結論において不合理であるということとはできない。

ウ その他の費用について、処分庁が、保護廃止後でも現に生活を営む上で必要な事柄・物品として自立更生免除を認めたことに不合理な点はないから（別紙3参照）、返還免除額を262,011円とした処分庁の判断に違法・不当はない。

(4) 小括

以上によると、支給済保護費816,090円から返還免除額265,011円を控除した金額551,079円の返還を求めることを決定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、第3・1のとおり、課長通知1・(1)・⑥による基準により判断されなければならない旨を主張するものの、上記2・(3)で述べたとおり、同基準により判断しても自立更生免除の適用はないから、本件処分を取り消す理由とはならない。

(2) 請求人は、第3・2・(1)のとおり、今後の生活の負担及び再び生活保護に戻るリスクを軽減するため転居をした旨を主張するところ、これらが自立更生との関係で「やむを得ない」とも「真に必要」であるとも認めることはできないことは上記2・(3)で述べたとおりであるから、請求人の主張は採用できない。

また、請求人は、転宅指導に従わなかったことが処分理由である旨も述べるが、本件処分通知書の記載からは、そのように解することはできない。

(3) 第3・2・(2)のDVDレコーダー購入費用について、受講予定の資格名・講座名・開始時期・費用などの疎明はなく、DVD教材の必要性は抽象的であり、就労との関係で具体的に必要であるとは認められない。また、再生機ではなくDVDレコーダーが資格取得に必要である理由は示されていないから、請求人の主張は前提を欠く。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1ないし別紙3 (略)